

開催日：平成 26 年 3 月 11 日

会議名：平成 26 年第 1 回定例会（第 3 号 3 月 11 日）

（議長）休憩を閉じ、再開をいたします。

次に、最後であります八尾君の発言を許します。12 番、八尾君！

（八尾議員）12 番、八尾春雄です。質問に入ります前に、去る 2 月 27 日に亡くなりました松野悦子前町会議員さんの葬儀に当たりましたは、町長から心のこもった弔辞をいただきましたし、青木議長を初め、議員の皆様、それからかつてともに議員をされた方からもたくさん御弔問をいただいております。私も本人の遺志を継いで、しっかりと議員を務めることをお誓いを申し上げまして、質問に入りたいと思います。

今回は 6 点でございます。

1 番目、小学校用の教科書の採択についてであります。

平成 26 年度には、平成 27 年度から 29 年度に使用する教科書採択を行う必要があります。

①教科書の採択区を初めとして、採択が決まるまでの流れを簡潔にお示しを願います。自治体をまたいで採択する必要があるれば、どのように調整をしておられるのか。

②現場の教員が選考作業にどのようにかかわるのか。期間、教科書サンプルの閲覧、現場の教員の中での意見交換などは、どのように実施をするのか。教科書採択で最も重視されるべき事柄であると考えがどうか。

③町立図書館で、住民にも閲覧できるようにしているとの説明があるが、スペースの確保はどのようにするのか。

大きな 2 番目でございます。遊水機能の確保のために。

企業や小売業の誘致に関して、今議会には新たな条例の提案がなされております。このことは税収の確保や雇用問題に限らず、いろいろな問題を発生させるのではないかと心配をしております。

①昨年秋の台風来襲時に、葛城川の水位が危険なところにまで上昇し、その後、県では河川敷の土砂の撤去作業が実行されております。高田川の沢大橋付近でも堆積した土砂の存在を近所の方が心配されていましたが、高田川の土砂撤去は県に申し入れてあるのかどうか。

②大型商業施設の建設や住宅開発による田んぼの減少、ため池の埋め立てなどは、保水力を弱めるように作用する場合があります。どのような対応策を検討しておられるのか。

③最終的に大和川のキャパシティを超過しないような自治体間の協議も必要になってくるのではないかと。

大きな 3 番目でございます。平成 26 年 3 月 3 日都市計画審議会の審議についてでございます。

審議の結果はどのようなものであったのか。また、今後の方針について御説明をお願い

します。

大きな4番目でございます。

後期高齢者医療制度の現状について。

2年ごとの掛金見直しの時期になってまいりました。

①奈良県後期高齢者医療広域連合や同議会議員からの定期的な報告はあるのか。もともと町議会議員の中から互選するという仕組みでは、75歳以上の高齢者の意見を反映するのはかなり無理があると思うがどうか。高齢者の意見はどのように把握をしたのか。

②75歳になれば、別立ての健康保険制度に移行させられることが家族の一体感を損ねるとの批判があります。どのように説明をしておられますか。

③直近の広域連合議会では、何が話し合われたのか。要した時間はどうか。

④健康診査の実施率はどれほどか。制度開始以降の変化はどうか。

大きな5番目でございます。各学校に栄養教諭の配置を検討してほしい。

食育の推進にとって、専門的な立場からのアドバイスは、成長期のこの時期には極めて重要な意味を持つものと考えます。

①日本栄養士会の学校給食に関する取り組みの方針はどのようなものか。

②各学校に栄養教諭の配属を検討してもらいたい。

大きな6番目でございます。職員の休憩等について。

町職員の昼食休憩について、窓口対応のメンバーを確保することを前提に、休憩らしい休憩が取得できるように見直しが必要ではないかと考えるがどうか。専用食堂や休憩室の整備が必要ではないかと思いますが、いかがでございますでしょうか。

以上でございます。

(議長) それでは、ただいまの質問に対しまして、答弁をお願いします。山村町長！

(山村町長) 八尾議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

松野議員さんについては、その後、御主人が役場のほうへお越しいただきまして、お礼を申されておりました。やはり配偶者を亡くすということはつらいということでございますので、我々もしっかり仲よく元気で暮らせていけるように頑張りたいと思います。

まず1番目は教育長がお答えを申し上げます。

2番目でございます。

遊水機能の確保のためということでの御質問でございます。

初めに、河川内の堆積土砂撤去についてでございますが、毎年機会があるごとに奈良県高田土木事務所に要望しております。

高田川沢地域につきましては、沢大橋北側の段差部分から里合橋南までの間の河床を下げるべく本年度から調査を実施していただいておりますので、いましばらくお待ちいただきますよう御理解をお願いいたします。また、他の一級河川につきましては河川内の高木伐採を含め、要望しております。

②と③は関連性がございますので、あわせてお答えさせていただきます。

大和川流域内の 24 市町村は、昭和 57 年の災害を契機として、翌年に大和川流域総合治水対策協議会を発足し、関係機関が連携し、総合的な治水対策に取り組んでいます。

対策の一つ目として、開発による河川への流出増に対しては、開発前の流量に抑制するため、一定規模以上の開発に対して防災調整池の設置を指導しています。

二つ目として、学校の校庭を活用した雨水貯留浸透施設の設置です。

こちらは、広陵町が達成すべき目標量は確保できています。

三つ目として、これまで利水として使用してきたため池を治水利用施設として活用していくことです。広陵町では、目標を大幅に下回っていることから、順次ため池管理者と協議を始めており、平成 25 年度には 1 カ所対策工事を行うこととしています。

四つ目として、水田貯留、いわゆる田んぼダムです。大雨の祭に、一時的に水田に雨水を貯えた後、徐々に下へ流すもので、下流域における雨水の流入ピークをずらし、浸水被害を軽減させるものです。各地域の農家に説明を行い、協力をしていただくことになっています。

今後も国、県、市町村間で情報の共有を図り、効果的、効率的な治水対策を検討していきたいと考えます。

3 番目の平成 26 年 3 月 3 日の都市計画審議会の審議についてのお尋ねでございます。

平成 26 年 3 月 3 日開催させていただきました都市計画審議会の審議の結果について御報告させていただきます。

審議会に諮問させていただいた案件は、「馬見南 2 丁目地区.地区計画の決定」、「馬見北 5 丁目地区.地区計画の決定」及び「広陵町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するための案」についての 3 件でございます。同時に、「馬見南 4 丁目地区.地区計画の経緯」を報告させていただきました。

諮問させていただきました「馬見南 2 丁目地区.地区計画の決定」と「広陵町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するための案」の 2 議案につきましては、審議会にて御承認をいただきました。今後は、条例化のための事務処理を進めてまいります。

次に、「馬見北 5 丁目地区.地区計画の決定」につきましては、地権者から住民間のさらなる合意形成に最大限の努力をしてほしい旨の意見が県や町に対して寄せられ、さらに県からも十分に合意形成を図るようとの助言を受けていますので、もう少し時間をいただいて議論させていただける場を設けることが必要と判断し、審議会にお諮りさせていただきました。結果として、多くの委員から異議がないとの御意見を頂戴したところでございます。

今後は、早期に議論の場を設け、合意形成に努めてまいりますのでございます。

4 番目の後期高齢者医療制度の現状についての御質問でございます。

答弁といたしまして、後期高齢者医療制度は、社会全体で高齢者の医療を支え合うためにつくられ、都道府県単位で全ての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が保険

者となって運営を行っております。

奈良県においても、県内の全ての市町村が加入する「奈良県後期高齢者医療広域連合」が運営していることは議員も既によく御承知のことと存じます。お見込みのとおり、本年は、次年度からの第4期の財政運営期間を見据えた平成26年度及び平成27年度の2カ年の保険料率の改正が行われるものです。

質問内容①の答弁でございますが、連合会議会の提出議案及びその結果について、奈良県後期高齢者医療広域連合長から県内各市町村長に、その都度、遅滞なく文書報告がございます。加えて、被保険者、医療保険者等から幅広い御意見をお聞きするため、奈良県後期高齢者医療広域連合に「奈良県長寿医療制度懇話会」が設置され、後期高齢者の被保険者を代表する委員からも貴重な御意見をいただいているものと理解しています。

次に、質問②については、こちらも御承知いただいているとおりでございますが、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が平成20年4月から施行されています。

なお、その財政運営は、医療費にかかる費用のうち、一部負担金を除く費用を公費5割、現役世代からの支援金4割、被保険者からの保険料1割で医療費を賄っております。

先ほど申し上げましたとおり、後期高齢者医療制度は、基本的には社会全体で高齢者の医療を支え合うための制度であると考えていますので、窓口等でお尋ねがあった場合には、御理解いただけるように丁寧に説明を申し上げます。

次に、質問③でございますが、今回の「奈良県後期高齢者医療広域連合議会」は、去る2月21日の午後2時から午後4時29分まで、奈良県市町村会館で開催され、平成26年度及び平成27年度の保険料率等を定める「奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」及びレセプト関係等委託料の減少による市町村負担金の減額補正を行う「平成25年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」、保険給付費及び特別高額医療費共同事業拠出金、償還金及び還付加算金が当初見込みより増加したことによる「平成25年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、並びに「平成26年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び「同特別会計予算」と「奈良県後期高齢者医療広域連合公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて」の重要な6つの議案が上程され、全て可決の旨の報告がありました。

最後に、質問④の健康診査の実施率については、県全体で、制度開始の平成20年度で13.82%でありましたが、平成24年度では18.95%となっており、4年間で受診者数は約9500人の増加、受診率で5.13%増加しております。

本町では、制度開始から県下でもいち早く一部負担金の受診者負担のない、無料で健康診査を受診していただく取り組みを行った結果、平成20年度で21.49%、平成24年度では、対象者3038人に対して、715人の受診ということで、直近の受診率は23.54%となり、2.05%の増加で、奈良県平均を大きく上回っております。

5 番目は教育長が答弁申し上げます。

6 番目の**職員の休憩等**についての御質問でございます。

職員の休憩時間につきましては、労働基準法第 34 条の規定により、労働時間が 6 時間を超え 8 時間以下の場合、少なくとも 45 分の休憩を与えています。役場を初め、各出先機関の窓口では、住民サービスの低下を招かないことを前提に、昼食時間にあつては職員が当番制で業務に当たり、休憩時間の確保ができる体制づくりに努めています。

限られた職員数でありますので、今後も適切な人員配置と窓口業務のアウトソーシング化等も研究しながら住民サービスの一層の向上と職員の休憩時間の確保について努めてまいりたいと思います。

専用食堂は、以前から議論していますが、現時点では設置は困難であります、休憩室と含めて現有の会議室等の活用も考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

(議長) 松井教育長！

(教育長) 八尾議員の**質問事項 1、小学校用教科書採択**についてお答えさせていただきます。

義務教育である小学校、中学校の教科書採択については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によって定められています。もちろんのこと国の責務、県の責務はあるものの、ここでは直接採択にかかわる市町村教育委員会や採択地区等に限って述べたいと思います。

奈良県では、教科書採択地区を 18 カ所設定しています。広陵町は、第 17 採択地区で、北葛城郡のほか 3 町との共同採択地区となっており、採択地区協議会を設け、ここに学校の教員等からなる調査員を置くなどして共同調査・研究を行っています。通常では、各町から各種目ごとに 1 名から 2 名の教員を派遣し、調査研究会議を行い、教科書それぞれの特徴を調査・研究した後、採択地区協議会で、その調査結果を報告し、採択協議会が選定するというのが一般的な流れとなります。

教科書の採択権限は、市町村教育委員会にあります、本町所属の地区では、4 町が共同して 11 種目「教科書の教科ごとに分類された単位。例：小学校国語（1 年から 6 年）、中学校社会（地理的分野）等」ごとに同一の教科書を採択することとされています。議員指摘の平成 27 年度より使用の小学校教科書の採択は、平成 26 年 8 月 31 日までに行うこととなっています。教科書採択に当たって最も重要視しなければならない事柄は、恣意的な操作によって、採択が不適切で公正さに欠けることがあつてはならないことであると考えています。今後とも採択権者である教育委員会の権限と責任により、より適切かつ公正に教科書が採択されるよう努めてまいります。

教科書の閲覧の件につきましては、図書館の受付カウンターの北側のレファレンスコーナー南面の書架に、いつでもごらんいただけますよう最新の教科書を常時配架しております。

続きまして、質問事項 5、各学校に栄養教諭の配置を検討してほしいについてお答えさせていただきます。

日本栄養士会は、全国の管理栄養士、栄養士免許取得者を構成員とする機能団体で「学校給食は食育の味方」などのキャッチフレーズとともに学校給食を推奨しつつも、そのみにとどまる

のではなく、各ライフステージにおける食育の推進を図っている公益社団法人です。また、事業部門が7つあり学校給食関係の栄養士は、学校健康教育部に属しています。平成24年度奈良県の学校健康教育部の会員数は、116名でした。

奈良県の公立学校における栄養士教諭は、平成19年度から配置が開始され、現在県立高校に4名、10市9町1村に合計35名の配置を行っています。なお、広陵町にも1名の配置があります。しかし、まだまだ配置されていない市町村がたくさんあるのが現状です。また、栄養教諭、栄養職員の配置の基準としては、給食センターであれば、2,000食以上で2名配置、単独校では児童生徒数が600人以上で1名配置、それ以下では4校に1名を配置となっています。県内の学校給食実施校数を見ると、全小学校205校、中学校76校であります。したがって、奈良県では、栄養教諭35名と約70名の学校栄養職員とがいます。広陵町にも1名の配置があります。

現状としましては、本町には栄養教諭1名と栄養職員1名の配置があり、2名で5校の指導をしていただいております。

各校に栄養教諭の配置の検討をお申し出ですが、当面の間、現状維持で対応してまいりたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

(議長) それでは、問い1に対しまして、2回目の質問を受けます。12番、八尾君！

(八尾議員) 答弁ありがとうございました。

では、小学校の教科書の採択のことについて質問をしたいと思います。

責任が教育委員会にあるんだと、広陵町の場合は、北葛4町で共通の教科書であると、こういうことは私も実は調べてわかっておりました。そういうことになると、じゃあ、教育委員さんが全部の教科書を見て、これが最も適切だということが言える環境にあるのかといたらなかなかそうはならないと思います。やっぱり教育内容そのものですから、現場の先生方が内容が科学的で正しいというだけじゃなくて、教科教育という観点から、最も子供たちに教育のしやすい教科書を選択をしていただくと。それを教育委員会のほうに示すということがないとまずいんじゃないかと、こういうことを思うわけですね。その場合、現場の先生方は、どこでその教科書を実際に見ておられるのか。毎日の業務が終わったら、例えば広陵町の町立図書館に行って見てきなさいと、こういうふうになっているのか。それとも私は国語をするわと言うんだったら国語の教科書を5冊か6冊かわかりませんが抱えて、それこそ家に持って帰って見ることもできれば、例えば1週間のうち水曜日が会議の日らしいですから、その日に例えば2時間なり3時間とっていただいて、業務時間の中で、きちんと国語なら国語の教科書、どれが最も教科教育上適切なものなのかということを論議していただくと、そういう基礎がなかったら教育委員会に対して、現場としての責任が果たせないんじゃないかと思っておりますけれども、現状はどうなっていますか。私はそういうことを要求したいんですけど、要請したいんですけど、どうですか。

(議長) 答弁。 松井教育長！

(教育長) 議員のほうから今ありました研究の調査員でございます。各市町村のほうからそれぞれの11の種目のそれに対する担当の先生を選出していただくという形になっております。北葛でしたら4町ということですので、国語でしたら、それぞれ4名ないし5名の先生が寄ってもら

うという形で、それとその調査をしてもらう期間がございます。その期間の間で、それぞれその先生方が寄って協議をしていただくという形でございます。集まるのも、当然その各先生の関係ですので、当然授業等があると思います。その辺の関係で、それぞれその4名で調整をして、それぞれやっただいているということかと思えます。その辺のちょっと実態、どういう形、その期間でやられるという形は承知しておりますが、実際的にどういう形で寄っておられるというのは、ちょっと正式なところは把握しておりません。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) 学校の先生というのはおもしろい仕事でして、労働者の場合には1カ所に集まって仕事をするんですね。休憩時間になるとばらけますけれども。先生は逆でございます、仕事になると担任ですから、教室へ行ってね、だからお互いの交流がないといけないんだろうと思えます。だから、教育長のほうで申しわけありませんが、各教科が実際に、どの先生が、どの単位で、どのリズムで、どれぐらいの時間を要して、いつまでに報告をせよというふうに求められているのか。下手をすると、代表1人だけ決めておいて、あんた先生やっておいてよとか、そういうことになるとまずいので、全体のやっぱり科学的で教育のしやすい、そういう教科書にしてほしいと。例えば、昔言われたのが、漢字を教えるのに、「木」と「林」と「森」というのがありますね。やっぱり「木」と「林」と「森」の順に教えてもらわんとわからないんですよ。それから新しいことが出てきた場合には、子供が混乱しますから、教え方が難しいというときがあります。私、昔、小学校2年生のときの話をちょっと紹介しますけれども、池がありまして、10分で回る子と8分で回る子がいると。それで時計回りに回る子と逆回りに回る子と何分後に会うかというのを小学校2年生でやれと言われてわからない。これは何でかということ、分子、分母の世界を逆転させないと計算できないから発想が転がらないんですね。だから、そういうふうに丁寧に教えてもらった記憶があります。だからそういう同じことが書いてあるようで、中身はやっぱり違うわけですから、教材研究とかというのが学校の先生方はしておられるし、そういう意味で最も教えやすい、話がやっぱり通じやすい教科書を選定していただきたい。その時間の確保に、ぜひ教育長は役割を発揮していただきたいと、こう思うんですが、していただけますか。

(議長) 松井教育長！

(教育長) 最終的な流れは、教育委員会が採択するという形ですが、そこまでの流れで採択地区の協議会というものが設置されています。それは当然教育長4名で協議会の委員になるという形です。その中の協議会の会長が、この4年に1回ということになりますが、広陵町がその4年に1回に必ず当たってくるということで、協議会の会長が当然私になる段取りでございますので、その辺今、八尾議員から御指摘がありましたその辺については、十分注意して進めてまいりたいということで御了承いただきたいと思えます。

(議長) 次の質問に移ってください。12番、八尾君！

(八尾議員) ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。遊水機能の問題でございます。

事務事業報告書、平成24年度版を見ましたら、平成17年に広陵町の田んぼの面積は507ヘクタール、平成24年の広陵町の田んぼの面積は494ヘクタールというふうに書いてあります。

7年間で13ヘクタールの田んぼが失われたと、こういうことになっております。自然のダムだということも答弁の中で書いてあるんですが、このたび企業誘致のお話で、ますます田んぼを潰さなあかん。それから特区のことがありますから、農業を継ぐ者がいないので、住宅開発にとか、そういう話が出てきます。それから安部の大きな喫茶店がオープンをして、よくはやっているようですが、あそこはたしか池だったですね。それから南郷区のほうでお持ちの高田の池ですね。今回とある協同組合が買って、また池が潰されてると。(発言する者あり)借りて、失礼。というようなお話もあるので、大変心配をしているわけです。この話は、実は上流のほうとも関係がありまして、高田でしたら築山というところは、いつも雨のかげんで水つきが心配されますし、それから以前は被害がなかった御所のほうでも一時水ということで、あふれちゃったと、こういうお話も聞いているわけです。だから、これは、そういうことも想定をしながら、どういうふうに貯留施設をつくるのかということも答弁もいただきましたけれども、関係する自治体で十分に協議をするなり、あるいは会社を引っ張れと言っても、面積的に上限このあたりやでとちょっと決めておいてもらわんと無造作にどんどん来てもらったら結構やということにはちょっとならんんじゃないかと、そのあたり調和のとれた開発ということも考えていただかないといかんように思うんですけど、そのあたりどうでしょうか。

(議長) 答弁。中尾副町長！

(中尾副町長) 今、開発の部分で、そういう調整池の機能が果たせなくなるようになるんじゃないかという御心配の話ですけれども、例えば、今イズミヤさんのほうで5ヘクタールの田んぼを潰してスーパーセンターを建てられたということですが、もちろん開発の技術的な基準の中で、調整機能を持った上での開発ということになっております。今、目には見えませんが、今イズミヤの駐車場の下は全部池みたいになっております。大きなカルバートが幾つも並んでいる。その中で雨水がある一定の時間ためられて、一定の時間で排水するという機能にしております。そういう開発があったところは、より安全な機能を持つというのが基本になっておりますので、そういう部分は必ずしっかりチェックして、今後の開発も機能が十分発揮できるようにやっていきたいというふうに思います。

(議長) 北橋事業部長！

(北橋事業部長) もう1点つけ加えさせていただきます。

具体的な話になろうかと思いますが、県のほうでは、大和川流域の開発によって、河川への流出増に対しての流量を抑制するというので、防災池の設置を義務づけております。具体的に言いますと、大規模1ヘクタール以上でしたらヘクタール当たり530トン、また小規模の3,000平米以上であると、ヘクタール当たり300トン以上のそういう調整池を設けなさいと、そういう指導をされております。その基準に沿って、広陵町としても指導をさせていただいております。以上でございます。

(議長) それでは、3回目。12番、八尾君！

(八尾議員) 去年秋の台風のときに、私いつも心配をしている川、堤防が切れるんじゃないかと心配しているところへ走りましたら、ちょうど北橋部長やら植村部長も駆けつけておられました

て、大体お互いわかっているんだなと思って、それで近所の人も来ておられまして、河川敷にこんもりと堆積した土砂がやっぱり妨げになっていると。私は、もう県にちゃんと言っているのかと追及した覚えがあります。言っているとか言っておられましたけれども、いよいよやっぱり河川の土砂の撤去ということを本格的にやっていただきたいなということ述べて、次の質問に移りたいと思います。

3 番目でございます。

都計審のことですけれども、1 点だけお尋ねをしておきます。

上田部奥鳥井線という 20 メートル道路の接道部分には、馬見北 5 丁目の住民の方で、かなり張りついておられるわけです。現にそこがよいということで、土地を購入されて、住宅を建てられまして、お住まいをされておりますよと。話し合いが不十分だから、話し合いをしたらどうかと、こういう提起でございますが、そうすると、いやいや皆さんが今住んでおられる土地は、大きな道路に接しているところなんで、店も建てられるし、ハイツもいけるのではないかというふうに思うんですけれども、どうですかという話し合いになるんですか。しかし、実態が既に住宅地になっているということがやっぱりあるんだろうと思いますけれども、そのあたりはどのように考えておられるのか、お尋ねします。

(議長) 北橋事業部長！

(北橋事業部長) その辺の議論というか、課題になるわけですけれども、町といたしましては、八尾議員も都計審の委員さんですので、実情というか、内容は御承知かと思いますが、今新たに請願が出たということで、今の議会のほうで審議されるということも聞いております。沿線沿いにつきましても、その辺都計審の中での町の進め方で報告させていただきましたように、もう一度賛成者の方と、それから反対者の方の意見交換会の場を設けたいと、それはより丁寧に町として、いろんな町に対して、県に対しても意見をいただいております。やはり地区計画の本旨であります住民合意というのをはかりたいという意味を持って、そういう交換会、まだ方向的にはどういうのをするかというのも議論になるんですが、今思っているのは、ちょっとディベート方式というか、ディベート会議のようなものをそういう形でできないものだろうかということで、県のほうにもそういうかじ取り役というか、コーディネーターの依頼を今打診をしているところでございます。また、その辺の進め方とか協議が終わりましたら、具体的にそういう意見交換会の場を持って、合意形成を図っていききたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

(議長) 3 回目です。12 番、八尾君！

(八尾議員) 今の答弁を了解すると、拒絶するとも私は立場上申しませんから、町がそのようにお考えなのであれば、町の責任においてきれいごとですが、馬見北 5 丁目の地区計画をこれで決定したいんだということで招集をしながら、会議が始まってみたらまるで違う、もう少し時間が欲しいなどというような運営というのは、やっぱり好ましくないのではないかとことだけ指摘をして、次に行きたいと思えます。

後期高齢者医療制度の問題でございます。

これは、私と山田議員が初当選したときの4月1日から実施をされたもので、非常に印象深い制度でございます。当時、厚生労働省の担当者は何て言っていたかという、医療費が際限なく上がる痛みを後期高齢者がみずからの痛みで感じてもらう、これが目的であると、こういうことを明言をして、制度がスタートをしたということになっておるわけでありまして。それで、年齢でこういうふうな別会計にするということが間違っているんじゃないかという議論等いろいろあるんですけども、私は運営上、例えば私たち町会議員が、奈良県の広域連合議会の議員を選挙しているわけですね。今、誰やったかなと思って、たしか田原本町の小走議員やったかなと思って調べてみたら、小走議員はもう交代しておられるんですね。ほかの議員さん、どなたが議員さんかわかりますか。それで、議長から、いや、実はその議員さんから、わし報告をもらってますねんって、報告がないからないんでしょうね。ああ、うなずいておられますからないんだらうと思います。非常に風通しが悪い議会になっているわけです。それで重要なことが先ほど決められておられますよと、29分で決められたということなんで。ことしの4月から掛金を上げよう。あれ、変やなど。広陵町議会の議案に、山村町長から後期高齢者医療保険の掛金を値上げしたいから了解してくれという議案がないと、おかしいと思っていたら、保険者は広域連合だったということですね、よく考えたら。だから、掛金を決める権限も私らは持っていないと。

それで、調べてみると、均等割額は、これまで4万4,200円だったのが、4万4,700円に、それから所得割額が8.10%から8.57%に上げますよと。制度がスタートしたときには、団塊の世代といいますが、戦後のベビーブームの大変人数の多い、昭和22年か23年生まれあたりの方、この方々が75歳に到達するころに、高齢者の方の医療費が一番多くなるので、そういう人たちがふえれば、ふえるほど、掛金はその人たちでたくさん払ってくださいという、こういう仕組みにしちゃったと、こんなことなんです。

日本には長寿を喜ぶという気風がありましたのに、実際にはどんどん、どんどんしわ寄せをするということになっていて、苦情を言おうにも苦情が言えないと。懇話会があると答弁書には書いてあるんですけども、このあたり75歳以上の方に実際に担当部局だとか、あるいは町のほうで、こういう意見を把握してますよということがあるんでしょうか。あればちょっと紹介をしていただけませんか。

(議長) 池端生活部長！

(池端生活部長) 複数御質問をいただいたかと思えます。

ちょっと順番は逆転しますけれども、懇話会のところからお話をさせていただきたいと思えます。

いわゆるこの懇話会のメンバーの中には、県の老人クラブの会長等がその代表として入っておられます。議事録につきまして、私どもネット上で確認をさせていただいております。どういことが議論されたかということで、もちろんその場におりませんので雰囲気はわかりませんが、やはり掛金上がるのは、やっぱりしんどいと、どこまで我慢すればいいんだと、何とかならんのかという、こういう内容について事務局がこの制度の趣旨というか、そういうところを説明をして、やむなしというような部分を確認をさせていただいております。

今、この平成 26 年から 27 年、県下統一の保険料率というところで、この改正がなされます。議員おっしゃっていただいたように、いわゆる保険料率の改定で上がります。ただ、賦課限度額が従前の今までの 55 万円から 57 万円と 2 万円上がるわけですがけれども、これ以上は上がりません。上限がもうどんなに所得の高いお方でも、これ以上上がらないというところで、どんなに高いお方でも頭打ちと言ったら語弊がありますけれども、納税意欲的にもう限界を超えているのかもしれないけれども、そういったような状況でございます。

冒頭に 29 分等で決定がなされたということもお話をいただきました。これは、この広域連合につきましても、当然規約がございまして、県下の全ての市町村がそれに参画するというところで、後期高齢者医療広域連合の規約に基づいて実施をされております。資料をいきなり配って、その場で 29 分間の中で説明をして、採択をしたということではございません。2 週間程度前に、いわゆる議案が参りまして、熟読しておいてほしいと、こういうことですので、当然中身につきまして、そこに参画するお方は、その責任の上において、やはりお目通しもいただいて、内容について当日質疑もされているというようなところを一応確認はしております。

以上でございます。

(議長) 3 回目です。 12 番、八尾君！

(八尾議員) しかし、そんなことを言っても選挙で私ら議員を選んでいるのに、私らのところにですら報告も何もないわけだから、やっぱり答弁の仕方としては、それはやっぱり中身が伝わらないような仕組みになって、えらい遠い存在になったなど。私、平成 29 年に国民健康保険も県で広域化すると、一本化するという話だとか、それから今回 4 月から香芝・広陵消防組合を解散をしまして、奈良県広域消防組合をつくってやると。全部県単位の話で、非常に風通しが悪くなるんじゃないかなと。よほど性根を入れて、例えば消防のことなら広陵署に足を運んでいろいろ話をするとかということにならないといかんということがやっぱりありますので、やっぱり保険者が広域連合だというんだったら、保険者としてのやっぱり役割を果たしてもらうように取り組んでいただきたいなど、こういうことだけ指摘をしておきたいし、それから高齢者の方は、私よりもかなり怒っておられることだけはお伝えをしておきます。

次の質問に移りたいと思います。

栄養士さんの話ですね。12 月 24 日が学校給食の日だそうです。奈良県の栄養士会は、ちょうど学期末になりますので、1 カ月後の 1 月 24 日と 25 日だったですかね、ならファミリーで食育フェアというのを開催をされまして、私そこへ見学に、勉強に行ったわけです。教育委員会の事務局からも行かれたというふうに聞いております。

そこで、学校給食にかかわる栄養士の教員ですね、先生とお会いしてお話を聞いてみましたら、食育ということを進めようと思えば、栄養士が学校に配属されて、それで栄養職員が学校給食の調理に、衛生管理に責任を持つというだけではなくて、今度は、中身が、栄養に関する専門性、それから教育に関する資質をあわせ有する教育職員であると、教員であると、こういうことで役割が大きく期待されるようになったと。平成 17 年から、この栄養教諭の制度ができたというふうに言われておられて、どんなことをするのかなどと思って見てみましたら、偏食傾向のある

児童・生徒に対して、偏食が及ぼす健康への影響や無理なく苦手なものが食べられるような調理方法の工夫について、指導・助言すること。痩身願望の強い児童・生徒に対して、ダイエットの健康への影響を理解させ、無理なダイエットをしないよう指導を行うこと。それから肥満傾向のある児童・生徒に対して、適度な運動とバランスのとれた栄養摂取の必要性について認識させ、肥満解消に向けた指導を行うこと。食物アレルギーのある児童・生徒に対し、原因物質を除いた学校給食の提供や献立作成についての助言を行うこと。運動部活動などでスポーツをする児童・生徒に対し、必要なエネルギーや栄養素の摂取等について指導すること。私流に読みましたならば、生徒のすぐ近くにおいて、具体的に子供たちに対して、あなたは今食べる量が不足していますよとか、あなたはバランスが悪いですよとかというようなことを具体的に指摘する役割を果たす、そういう先生が学校に配置をされており、あるいは担任だとか、それから養護の先生と連携をとって、あの子の最近の調子はどうかしらと。よく言われるのが、夏休みが終わって、9月に体重測定をやったら体重が減っている子がいるというんです。これはまともにご飯を食べていない可能性があるんですね。そういう具体的な子供たちの状況を把握して、指導するということになっておりますので、そういう意味で栄養士、栄養教員の皆さんの役割発揮ということが大変重視されているということなんだと思います。

2月20日に、私と山田議員ともう一人議員で3人ですが、奈良県の学校給食栄養研究会の会長をしておられる吉田廣子先生という、東登美ヶ丘小学校に勤務されている栄養教員の先生ですけども、お話を伺ってきております。この中では例えばアレルギーのことなどについても、個人別のファイル、データを全部整理して、どの子がどのような特性があるのか、どういう対応をすべきなのか、緊急の場合にどういう対応をしなければいけないのかというのは全部整理をしていますとかということだってやっているわけですね。だから、そういう意味で、栄養士、栄養教員の役割発揮ということをもっと期待を込めて、受け入れる必要があるんじゃないかと。配属するには、先ほど生徒数のかげんで全校配置というにはいかないんだということがありますが、それから当面今のままでいくんだとかとって結論づけて書いてありますけど、ただ平成23年12月の中学校給食を実施してもらいたいという請願の中身には、食育基本法を定めて、健全な食生活を実践をする力を身につけると、こういうことだって中学校給食を実施することの意義じゃないかと。議会は、この請願を踏まえて、学校給食法に基づく中学校給食の実施をということをおっしゃいますし、それから、地元の平成25年3月5日の中学校給食特別委員会の報告では、町においては、地場でとれた新鮮で安心な地元野菜を計画的に提供できるように取り組まれないかと、こういうことも言っているわけですから、そこらあたりも踏まえた論議の仕方というのがやっぱり要るんじゃないかと思っておりますけれども、どうでしょうか、そのあたり。

(議長) 答弁。松井教育長！

(教育長) 答弁では、今広陵町の状況ということで、学校の栄養教諭が1名、栄養職員が11名ということで、これはあくまでも県のほうの基準でございます。それで、その基準に基づいて県のほうから派遣をしていただいているという状況でございます。今、議員さんのほうから御指摘がありましたとおり、その食育に関する細かい部分、特にやっぱり子供の給食に関するその日

その日の状況といたしますか、その辺の細かい部分については、やはり学校に常駐しているというのがやっぱり基本かなという考えはございます。あくまでもこれは町のほうの、あと学校に1名つくというのは、もう町のほうの方針ということもありますので、今、中学校給食の検討委員会ともいろいろそういう自校方式、センター方式という形で御協議をいただいております。それから学校給食の検討委員会のほうもでございます。それは定期的に学校給食を試食して、いろいろな意見をいただいているというのが現状でございます。

それと給食調理員の方、また、この栄養教諭の方からいろんなそういう御意見をいただいているということもでございます。それも含めまして、今後の検討という形で進めさせていただきたいということで、御理解いただきたいと思います。

(議長) 12番、八尾君！ 3回目です。

(八尾議員) 中学校給食の検討委員会のお話が出ましたので、ちょっとそれだけ言っておきたいと思います。

この間、第2回目の委員会が開催されたんですが、教育委員会事務局で準備された資料の説明が不十分だったんですね。全部じゃない、ちょっとしか言っておられませんが、あれちゃんとやっていただかないとまずいし、それから方式などについて、センターがいいのか、自校がいいのかということで問題を立てているわけですから、センターの話だけ聞くとかということはやっぱりあきませんわな。自校のやっぱり大事なところもきちんと議題に載せて報告をしていただいて、その結果、参加したメンバーがどのような意見を言われるのか。それから、またその答申を受けて、町が最終的にどういう決断をされるのかと、こういう結論になっていくんじゃないかと思うので、ちょっとあのときは十分に準備した内容が報告されなかったので、ちょっと報告しますということをちゃんと明言してもらえますか。

(議長) 松井教育長！

(教育長) 今、御指摘がありましたように、第2の中学校給食検討委員会、事務局のほうでは資料をそろえておりましたが、十分その説明をするところまで時間が足らなかったという部分がございます。その部分につきましては、次回のときにきちとした形で説明をさせてもらうということで、それはもう必ずさせていただきます。

(議長) 宮田福祉部長！

(宮田福祉部長) 現在ですが、栄養士のネットワークができております。というのは、町の管理栄養士、保育所、小学校の栄養士の方が集まって、食育の大切さ、また栄養についてということで、トータル的な情報交換を行い、また今後どうやっていったらいいのかというようなことも考えながらということのネットワークは現在できておりますので、そういう面では少しずつ進んでいっているというふうには思います。

(八尾議員) 栄養士さんが仕事がしやすいような環境をぜひ、部長、ちょっと整えていただきますようによろしくお願いいたします。

最後でございます。

職員の休憩時間のことなんですが、お昼の時間に来てみたら、職員が机に向かって御飯を食

べていると、あの人に声をかけていいものかどうなのかというようなことだってあります。

それでお客さんというか、住民が来たら、すぐに対応できるようにしなさいねと、これは実は労働基準法でいったら手待ち時間といいまして、休憩時間には入れないわけです。いつ何時でも対応できるようにしておきなさいと、だから、横になつていようが、たばこを吸っていようが全く業務と関係のないところに行かなかつたら休憩時間として認定されないんですよ。それで、例えば町長室の隣のお客さんが来たときの部屋とか、それから2階の一番奥かな、たしか会議室があったと思います。お昼の正午から1時までの適当な時間で、職員はここで休んでよしというか、もしくはここで休んでくれと、机に向かって仕事をしていたらはっきりしないでしょ、仕事をしているのか、仕事をしていないのか、わからんわけですからね。だから、それをやっぱり具体的に考えてもらいたい。職員のほうがちょっと行きづらくなる可能性だつてないわけではありません。町長室の隣で飯食っていてどうしようと、こういうふうになるわけだから、食べにくいかもしれない、喉を通らないかもしれないけれども、それはだから、最初からこの時間帯には、ここで食事をとれということ町長みずから指示してあげないと、そういうことはできないんじゃないかと思ひます。住民との関係でもきちんとすべきだと思いますが、いかがですか。

(議長) 答弁。山村町長！

(山村町長) 確かに食事をとりながら、お客さんが来られるという風景は異様やというふうに言われておりますが、我々もそれに長年なれ切っておりますので、職員自身は異様だとなかなか感じていない部分が多いかと思ひます。やはり休憩する時間、食事をとる時間、できれば別の場所というのも必要かと思ひます。ただ、窓口を全くからっぽにできませんので、各課で当番を決めて交代で休憩してもらおうということも必要かと思ひますので、今、御提案の私の隣の部屋がいいのかどうか、職員と私、一緒に食事をするのも方法かと思ひますので、そんなことも含めて検討いたします。

(議長) 答弁ありますか。よろしいですか。それでは、以上で八尾君の一般質問は終了いたしました。以上で、本日の議事日程は、全て終了しましたので、本日はこれにて散会とします。

(PM4:15 散会)